

「小腸移植希望者（レシピエント）選択基準」の一部改正案について

令和6年10月23日

1. 改正の経緯

- 心臓、肺、肝臓及び腎臓における現行のレシピエント選択基準では、小児臓器提供者（ドナー）から提供があった際は小児移植希望者（レシピエント）へ優先的にあっせんすることとされていたが、小腸についてはそのようなあっせんは行われていなかった。
- 小腸移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合にも（社）日本臓器移植ネットワークによって移植候補の対象に含まれていた。
- 今般、（一社）日本消化管学会より、「小腸移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、小腸移植希望者（レシピエント）の待機リストを『待機 inactive』とする」こと及び「臓器提供者（ドナー）の年齢が18歳未満の場合には、選択時に18歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する」ことが要望された。
- 当該要望を踏まえ、選択基準を改正することとしたい。

2. 改正の内容

- 小腸移植希望者（レシピエント）選択基準の2「優先順位」において「（2）臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合は、レシピエント選択時18歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。」を追加する。
- 小腸移植希望者（レシピエント）選択基準の3「その他」において医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合、「待機 inactive 制度」とする項目を追加する。
- その他所要の改正を行う。